

活動方針〔案〕

《今年度の主要な活動方針》

- (1) 県内各地の聴覚障害者福祉活動の推進
- (2) 「県立聴覚障害者センター」の運営
- (3) 県協会の運営・長期ビジョンについての協議を推進
- (4) 宮崎県耳の日記念大会の開催

1. 県内各地の聴覚障害者福祉活動の推進

新型コロナは第2類から第5類へと引き下げられ、感染者の増加で活動に影響を受けることはほとんどなくなりました。感染者の大きな発表がされなくなっただけで感染は続いていますので油断は禁物ですが、活発な活動を行っていくことができる状況が整っています。全九州ろうあ者大会にかかる事業は、今年1月の九聴連評議員会をもって全て終了しました。課題もありましたが、多くの皆様のご協力をいただいて無事に終了することができました。ただ、少子高齢化等の課題は非常に重く、今後も同様の形で大会を続けていくのは財政的にも人材的にも厳しいでしょう。主催団体の九州聴覚障害者団体連合会でも大会のあり方について見直しの検討が行われると情報がありました。

活動そのものを維持していくことが厳しくなっている地区協会も出てきています。今後、どのように県協会及び各地区協会活動を維持していくのか、現代に合わせた活動のあり方について早急に検討を進めていきます。

2. 「県立聴覚障害者センター」の運営

当協会では第二種社会福祉事業に基づいて、指定管理者として認定された「県立聴覚障害者センター」を運営しています。

聴覚障害者センターでは聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援、相談支援、聴覚障害者や手話関係者、要約筆記者の活動の拠点としての取り組みを長年実施してきました。

新型コロナ禍の影響を受けていた手話講習会の開催は、ほぼ従来どおりに戻りました。椎葉、諸塚など手話講習会を開催することが困難な地域でもオンライン、対面型の手話体験講座を開催し、聴覚障害や手話言語への理解普及を全県的に働きかけています。

また、経済等の様々な事情で生活が困難になった聴覚障害の方を対象に、家庭訪

問を行い、生活支援団体と連携して生活サポート事業を行っています。現在は人数が少ないため職員業務の中の一つとして対応できていますが、支援人数が多くなると対応が難しくなります。高齢聴覚障害者が今後ますます増えていく中で、間違いなく必要となる事業です。老人ホームやグループホーム、就労移行支援事業所等の運営計画も含めて、専従職員を置いての事業を実現するための方策について、実現に向けた計画を立てて進めていきます。

3. 県協会の運営・長期ビジョンについての協議

県協会全体の活力が弱い状況が続いてきたことに対して、課題解決の第一歩として「県協会の今後を考える会」を開催してから1年が経過しました。各地区協会の皆様のご協力をいただきながら組織面での対応、様々な課題への役割分担について少しずつ取り組んできました。

これからも県内聴覚障害者等を支援していくためには、財政面の改善や必要な事業を実現するための具体的な計画等の課題について長期ビジョン検討委員会において幅広く協議し、それに沿って実行しなければなりません。今回提案した委員案、スケジュール案に沿って委員の人選を早急に行い、正式な発足に向けて準備を進めていきます。

4. 宮崎県耳の日記念大会の開催

障がいのあるなしに関係なく共に暮らしやすい社会の実現を目指して、第46回宮崎県耳の日記念大会を、宮崎市実行委員会と連携して開催します。

2024（令和6年度） 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会 事業計画書（案）

総務部

- ・第72回全国ろうあ者大会 6月6日～9日 和歌山県
- ・第72回全九州ろうあ者大会・第51回全九州手話通訳者研修会
9月20日～22日 熊本県

組織部

- ① 総務部と連携した会員及び賛助会員拡大の推進
- ② 日聴紙及び季刊MIMI購読者、全日ろう連出版物販売拡大運動
- ③ 九聴連組織部及び連盟組織委員会との連携体制
- ④ 九州ブロック組織活動者研修会・宮崎県開催への協力
12月21日～22日 宮崎県日向市

体育部

- (1) 第61回全九州ろうあ者スポーツ大会
日程 : 5月18日～19日 開催地 : 佐賀県
 - (2) 第58回全国ろうあ者体育大会
日程 : 9月12日～15日 開催地 : 群馬県
- 【活動目標】
- ・デフスポーツ団体との連携強化
 - ・デフスポーツの発展、普及活動

教育対策部

- ① 都城さくら聴覚支援学校、延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）との連携協力
- ② 「聴覚障害教育を考える会」のあり方を整理し、聴覚支援学校、教育委員会等と連携して課題共有と問題解決に取り組む
- ③ 都城さくら聴覚支援学校創立100周年記念式典等への協力

手話通訳対策部

- ① 手話通訳者・要約筆記者の養成
 - ・県内登録手話通訳者・要約筆記者の増加に向けた取り組みの検討
- ② 手話奉仕員・手話通訳者養成事業にかかる、講師の養成
 - ・全国・九州の講師研修会等への参加奨励、県内講習会の実施

③ 各種研修会への参加奨励の取り組み

- | | | |
|----------------------|----------------|----------|
| 1. 第57回全国手話通訳問題研究集会 | 8月23日～25日 | 鹿児島県 |
| 2. 第51回全九州手話通訳者研修会 | 9月21日 | 熊本県 |
| 3. 九州ブロック現任手話通訳者研修会 | 未定 | 長崎県 |
| 4. ろう講師研修会 | 11月24日 | 県聴障者センター |
| 5. 九州ブロック手話指導講師養成研修会 | 2025年2月15日～16日 | 沖縄県 |

県内手話講習会の現状を踏まえて講師養成を強化していくほか、県、宮崎市、市町村手話関係事業と連携して支援に取り組んでいく。

福祉労働対策部

I. 国政、県政への要望を行います。

- ・国政及び県政への要望（自民党宮崎県支部）
- ・宮崎県社会福祉関係予算・政策への要望（社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会）
- ・宮崎県議会自民党議員との意見交換会（一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会）

各団体をとおして下記の通り国政、県政に要望を出す他、必要に応じて直接、宮崎県障がい福祉課等に要望活動を行います。

（国政）手話言語法の制定

（県政）・災害時等の緊急事態における情報配信の相互協力、配信体制の確認

II. 労働局、ハローワーク等と連携し、聴覚障害者への就労支援を行います。

・全日本ろうあ連盟と連携し、労働局へ手話協力員制度の活用などの要望を行い、聴覚障害者の就労、就労後の継続した支援などにおいて、手話言語、筆談など一人一人に合わせた就労支援が十分に行われるよう働きかけます。

・労働局、ハローワーク等と連携し、手話協力員及び当協会職員も登録されている障害者雇用管理サポーター制度の利用啓発に努めるほか、県内聴覚障害者（言語障害者等も含む）の求職状況の把握を行います。

・県内ハローワークが毎年実施しているふれあい合同面接会に、手話通訳を派遣して支援を行います。

・随時、県内聴覚障害者の労働に関する相談を受け付け、必要に応じて関係団体と連携し、就労支援を行います。

高齢部

- | | | |
|-------------------------|-----------|------|
| (1) 第72回全国ろうあ者大会・高齢者の集い | 6月8日 | 和歌山県 |
| (2) 第30回九聴連高齢部研修会 | 7月5日～6日 | 大分県 |
| (3) 第36回全国ろうあ高齢者大会 | | |
| 第38回全国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会 | | |
| 第15回全国ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会 | 9月27日～29日 | 富山県 |

女性部

- | | | |
|----------------------|------------|-----|
| (1) 第 54 回全国ろうあ女性集会 | 10月18日～20日 | 岡山県 |
| (2) 第 46 回九聴連女性フォーラム | 11月10日 | 長崎県 |

青年部

- | | | |
|------------------------|----------|------|
| (1) 第 54 回九州ろうあ青年研究討論会 | 7月6日～7日 | 鹿児島県 |
| (2) 第 58 回全国ろうあ青年研究討論会 | 11月2日～4日 | 福島県 |

2026 年の九州ろうあ青年研究討論会開催当番に向けて、準備を進める。

2024（令和6）年度 宮崎県立聴覚障害者センター 活動方針（案）

1. 県立聴覚障害者センター第7期目の運営方針

令和6年4月から県立聴覚障害者センターの第7期目の指定管理者指定を受け運営を行っています。平成7年開所から30年を迎えます。本県聴覚障がい者の暮らしやすい社会づくり実現を県民への理解を広げながら県が示した県立聴覚障害者センター管理の基準の理解と対応を行います。

- ① 県立聴覚障害者センターの利用に関する業務（会議室等の予約管理業務）
- ② 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務
- ③ 聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- ④ 聴覚障がい者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出業務
- ⑤ 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する業務
- ⑥ 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- ⑦ 聴覚障がい者等に対する相談業務
- ⑧ その他の業務

2. 施設設置目的達成を目指して

情報提供施設は、身体障害者福祉法第34条の規定に基づき設置されたものです。当センターは、その規定に基づき、県内の聴覚障害を持つすべての方々へのサービス提供を行っております。運営目的は、聴覚障害者が心身ともに健やかに育成され、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加の機会が与えられることにより、社会的な自立を果たすとともに、誰もが住み慣れた所で生きがいを持ちながら生活していける社会の実現です。

現在の社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会の前身の宮崎県ろうあ福祉協会が、昭和34(1959)年に県に対し組織の拠点となる「ろうあ会館」設置要望を行い、県内聴覚障害者の生活上の“よりどころ”として願い続けてきた施設でもあります。このように県内聴覚障害者の願いであった当センターを聴覚障害者情報提供施設としての「真価」を増すために、次の5つの任務遂行を基本とし、県民からの新たな福祉ニーズを真摯に受けとめて積極的に事業を展開します。

- ① 聴覚障がい者の社会参加や自立に貢献する施設であること。
- ② 聴覚障がい者の生活・職業・文化等のレベルアップに貢献する施設であること。
- ③ 聴覚障がい者の自己選択、自己決定を尊重したサポートを行う施設であること。
- ④ 聴覚障がい者、手話通訳問題等の正しい認識を社会に広める施設であること。
- ⑤ 県・市町村行政と連携した広域的、効果的なサポートを目指す施設であること。

2024（令和6）年度 県立聴覚障害者センター事業計画書（案）

I 県立聴覚障害者センター運営方針

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートし、生活・文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として、下記の業務を行います。運営に当たっては、センターの機能を最大限に活用し、利用者のニーズに沿った効果的な事業を推進します。また、利用者の利便を配慮した弾力的なセンター利用を図り、利用者へのサービス提供に努めます。

II 実施事業

1. センターの利用に関する業務

(1) 研修室、試写室、交流ホール、談話コーナーの利用促進

下記の県立聴覚障害者センター利用の促進を図ります。

- ① 聴覚障害者、手話・要約筆記者、ボランティア等の学習・会議・交流
- ② 聴覚障害教育に関係する団体、機関の研修会、会議
- ③ 手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する講座・研修会
- ④ 聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営に関する講座
- ⑤ 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習

(2) 文字電光掲示板の活用

- ① 災害発生時には速やかに情報提供を行い、避難誘導に努めます。
- ② 車の移動等、館内の連絡をスムーズに行います。

(3) 利用しやすい施設環境整備

センターにビデオ・DVD、アイドラゴン4などの機器を備える他、機器等の貸出しを行ない、利用の促進を図ります。

貸出し対応機器（貸出申請書による対応、ホームページからもダウンロード可能）

No.	品名	個数	備考
1	磁気ループ	1台	補聴器を補助して、聞こえを支援する機器
2	コミュニケーション	1台	小さな部屋、少人数での利用に効果を発揮
3	補聴器	17個	声や音を拡大して聴覚障がい者に伝える
4	プロジェクター	1台	5,000ルーメン
5	プロジェクター	2台	2,200ルーメン
6	無線マイク	4台	音声変換アプリ用
7	iPad 10.2インチ	3台	Wi-Fi必須
8	書画カメラ OHC	1台	要約筆記や墨字資料の提示用機器

遊具の貸出しも行っていきます。申込み方法は同じです。

No.	遊 具 名	個 数
1	スキヤキジャンケン・ゲーム	3セット
2	キャッチング・ザ・スティック	10セット
3	釣りっこ	2セット
4	動物絵合わせ	7セット
5	けんだま	20個
6	わなげ9&Q (キューアンドキュー)	2セット

(4) センター利用者への情報提供

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートするための情報提供を行います。

2. 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務

指定管理者として施設の適正な管理・保全に努め、利用目的に沿った良好な利用環境を維持します。

(1) 施設点検

毎月末に各部屋の点検を行い、施設の設備の維持、管理を行います。

(2) 清潔な施設環境の維持

毎朝の清掃業務や外部委託による床洗浄ワックス塗布（年2回）を行い清潔な施設環境を維持します。

(3) 備品の保守管理

定期的に備品台帳に記載された備品の状態、設置場所等の点検を行います。

3. 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の製作及び貸出業務

(1) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の製作

字幕入り映像等製作機器を活用して、聴覚障害者に関する番組等を作製し、社会における聴覚障害者の理解と社会参加を促進させ、必要な情報に手話や字幕を付加して聴覚障害者に対する情報提供を行います。

1) 撮影及びビデオ製作計画

① 地方公共団体より依頼を受けて製作

・ [宮崎市広報「みやざき」手話ビデオ版 No.332~343] (宮崎市)

② その他

・ 団体等から依頼を受けて製作

・ 各種研修会等の記録撮影

③ お知らせ等の動画製作及び配信を積極的に行います。

2) ビデオ及びDVD等の製作技術の向上

字幕製作機器の効果的な活用ができるよう、全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催の研修会に参加して製作技術の向上を図ります。

- (2) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出し
- ① 貸出要領に沿い聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出しを行います。
 - ② 情報提供
ライブラリー利用の促進を図るために新着ビデオ DVD 等情報をセンターホームページ及び県聴障協ニュース、掲示板での情報提供を行います。

4. 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する業務

- (1) 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成講座
県立聴覚障害者センターにおいて下記の養成講座を開催します。
所定のカリキュラムに基づいた講習会を実施し、手話奉仕員・手話通訳者及び要約筆記者の育成を図ります。

【1】手話奉仕員養成講師研修会

- ① 全面改訂テキスト学習会
期 日 6月29日（土）～30（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 全面改訂手話奉仕員養成テキストの指導方法
対象者 奉仕員養成講座の指導講師
今後奉仕員養成講師指導を希望する者
- ② 地域講師学習会
期 日 4月～5月
会 場 県北・県央・県南地区で開催
内 容 全面改訂テキスト内容及び指導法の学習
対象者 奉仕員養成講座の指導講師
今後奉仕員養成講師指導を希望する者

【2】手話通訳者養成講師研修会

- 期 日 7月28日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について
対象者 通訳者養成講座の指導講師
今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【3】宮崎県ろう講師養成研修会

- 期 日 11月24日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 ろう講師のための全面改訂テキスト指導方法
対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師

【4】現任手話通訳者研修会

- 期 日 11月10日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。
対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【5】全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回 4月7日(日)・第2回 7月14日(日)・第3回 9月8日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

【6】手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月18日(土)～19日(日) 学科試験、実技試験対策
7月27日(土)～28日(日) 実技試験対策

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。
統一試験合格者であり受験を希望する者

【7】要約筆記者養成講座

(日向会場) PCコース 4月～11月
(宮崎会場) 手書きコース・PCコース 9月～2025(令和7)年3月

【8】要約筆記者のための研修

センターにおいて要約筆記者の資質向上を図るための研修を行います。

- ・要約筆記者講師研修会(予定)
期日 5月26日(日)
会場 県立聴覚障害者センター
- ・要約筆記者ステップアップ研修会(予定)
期日 8月25日(日)、10月27日(日)
会場 県立聴覚障害者センター
- ・全国統一要約筆記者認定試験対策学習会(予定)
期日 第1回 12月8日(日)
第2回 2025(令和7)年1月19日(日)
第3回 2025(令和7)年2月8日(日)
会場 県立聴覚障害者センター
- ・全国統一要約筆記者認定試験
期日 2025(令和7)年2月16日(日)
会場 県立聴覚障害者センター

【9】要約筆記体験会

要約筆記講習会のできない地域で、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【9】第19回全国手話検定試験の実施（予定）

県内手話奉仕員養成講座、手話サークル、手話を学ぶ専門学校等に対し全国手話検定試験の情報提供を行い、広く手話の普及と理解の促進を図ります。

期日 10月12日（土） 5級・4級
10月13日（日） 3級・2級
10月19日（土） 準1級・1級

会場	5級	4級	3級	2級	準1級	1級
延岡	○	○				
宮崎	○	○	○	○	○	○
都城	○	○	○	○		

※本試験は、地域担当者及び協会並びに手話サークルの協力を貰いながら行います。

・インターネットで受験する 第19回全国手話検定試験

期日 2025（令和7）年2月（宮崎会場実施級は未定）

会場 宮崎会場（県立聴覚障害者センター）のみで実施

5. 聴覚障害者等に対する相談業務

- ① 生活、職業、医療、教育等の相談を実施し、適切な助言、関係機関等への連絡を行います。
- ② 相談にはセンター各職員が業務に関連して対応し、その内容を相談業務記録用紙に記入し、月ごとに件数、相談内容、経過等の実績をまとめます。
- ③ 相談に関わる個人情報管理・保護を厳格に行うとともにその相談内容については、守秘義務を厳守します。
- ④ 社会福祉法第82条の規定に基づき「社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会の福祉サービスに関する苦情解決規程」を整備し、苦情解決体制の整備に伴う第三者委員を設けています。

6. 県立聴覚障害者センターにおける聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営業務

聴覚障害者の障害の特性を県民に正しく理解してもらうための啓発事業を行います。

【1】手話サマーフェスティバル（夏まつり）

（1）目的

本県聴覚障がい者が手話言語により安心して暮らせる社会づくり実現をめざし聞こえない人と聞こえる人との交流の場を設けるために手話夏まつりを開催します。

そして、手話等の普及及び利用促進に関する条例の目的に沿い、宮崎県版の「手話パフォーマンス甲子園」を実施し本県における手話言語に対する理解と利用促進につなげます。

（2）主催

社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会・県立聴覚障害者センター

（3）期日 令和6年8月4日（日）

（4）実施内容

- ① 宮崎県ひなたの手話発表会
- ② 聴覚障がい児交流
- ③ 盲ろう者通訳、介助員体験コーナー
- ④ はじめての手話教室
- ⑤ 要約筆記体験コーナー

- ⑥ 障がい者施設販売、展示コーナー
- ⑦ フードバンク紹介コーナー
- ⑧ 気象台紹介コーナー（気象、起震車等）

(5) 会場

宮崎公立大学（講堂・講義棟）

(6) 参加対象者

県内聴覚障がい者、聴覚支援学校、手話及び要約筆記関係団体、手話に関心を持つ市町村住民、大学生、専門学校、高校生

【2】みやざき聴障センターだよりの発行

年4回（4月、7月、10月、1月）県内全市町村及び関係団体に送付及び来所者に案内します。

【3】LINE 公式アカウント活用による情報発信

聴覚障がい者の暮らしやすい社会づくりにつなげるための LINE 公式アカウントを開設し広く県民に対し聴覚障がい者及び手話言語等に関わる情報発信を行います。

【4】ホームページ

聴覚障がい者の生活に関わる様々な情報をホームページにおいてタイムリーに発信します。

7. 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務

新型コロナウイルス感染対策を十分とって聴覚障がい者の生活支援を実施します。

(1) 聴覚障害者が生活に必要な教養、情報、趣味の講座の開催

地域のろう者の意見を取り入れ、新型コロナウイルス感染状況を勘案しながら実施します。

(2) 聴覚障がい者訪問相談事業

高齢ろう者、生活課題を抱えたろう者を訪問し生活上の課題解決を支援します。

① 対象者

- 1) 県内高齢ろう者
- 2) 生活課題を抱えたろう者

② 訪問時期

地域協会、市町村、関係機関と調整の上実施します。

(3) 難聴者とともに学ぶ手話学習交流会の実施

目的

難聴者が手話を通じて豊かなコミュニケーションが実感できることを目的に学習交流会を実施します。

開催日 毎月第2, 4木曜日

時間：10:30-12:00

会場：県立聴覚障害者センター（交流ホール）

対象者：難聴者、難聴者とともに手話を通じて交流したい人

8. その他知事が必要と認める業務

(1) 満足度調査

年2回、センター利用者を対象に満足度調査を実施します。

実施期間：2023年8月～9月（予定）

新型コロナウイルス感染防止対策により実施時期及び実施内容を変更することがあります。

対象者：センター利用者、県協会会員、関係団体

(2) センターホームページ

アドレス <https://msen2022.sakura.ne.jp>

センターのホームページにおいて下記の情報発信を行います。

- ① 聴覚障害者に対する的確な情報提供
- ② 手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会の案内
- ③ 手話・要約筆記者派遣事業の案内
- ④ 各種申請様式の利用案内
- ⑤ 書籍等の案内

(3) 全国の聴覚障害者情報提供施設との連携

全国聴覚障害者情報提供施設協議会及び全国聴覚障害者情報提供施設大会にセンター職員を派遣し、全国の聴覚障害者情報提供施設との情報交換を図り、当センター運営充実につなげます。

- ・全国聴覚障害者情報提供施設協議会九州ブロック施設長会議・研修会

9. ボランティア育成及び関係団体との連携

各種団体と連携を図りセンター事業の充実を図ります。

- ① 手話・要約筆記関係団体との連携
- ② 県立聴覚支援学校（延岡・都城）との連携

10. 危機管理に対する対応

事故・災害等の発生に対し危機管理規程に基づき次のように対応します。

① 事前防止策

- ・ センター内の事故等の発生を防ぐため、常に安全点検を行います。方法として、各部屋に管理責任者を決め、毎週月曜日の朝の朝礼の時に確認を行います。
- ・ 利用者については、講習会開始時に講師等を通じて、火災やその他の事故発生防止に留意されるよう説明を行います。また、事故・災害に対する対応について利用者が見えるような場所に掲示し利用者への周知徹底を行います。
- ・ 火災・地震・風水害への対応は、消費生活センターと連携しながら行います。また、避難訓練時には利用者にも一緒に参加していただき火災時の避難方法について理解をしていただきます。
- ・ 風水害の場合には、予報により判断し、講習会等の中止などを利用者へ連絡し、来館者へは張り紙等で利用中止を知らせます。
- ・ センターでの災害や事故の対応についてホームページに掲載します。
- ・ 土・日曜日、休館日には、警備員と連携して対応します。
- ・ 職員に対する危機管理等の研修を行います。

② 事後対応策

- ・ センター内での病気や怪我等は、人命尊重を優先して迅速に対応し、関連病院へ連絡を行います。
- ・ センターの不審者については地域交番や警察署に連絡をとり対応の方法について指示を受けます。
- ・ 対応結果を、危機管理記録簿に記録します。

③ 今後の目標

災害などの緊急事態に対応するため、積極的な情報発信を行います。

- ・ 登録式のメーリングリストを作成します。
- ・ 手話・字幕を付与した分かりやすい動画をホームページにアップします。

11. 職員

職員の配置	担当業務の内容
所長	委託業務執行の統括者
事務長	情報・企画に関すること 派遣事業の経費管理 ビデオ・DVDの製作、機器の管理 ビデオ・DVDライブラリー
通訳等派遣主任	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業
通訳等養成主任	要約筆記者養成事業、県立高校生活支援員配置事業、 各機関通訳等派遣
経理主任	会計事務
手話通訳者等養成主任	手話通訳者養成事業
手話・要約筆記ボランティア養成事業担当	2027年国スポ障スポにむけた手話・要約筆記ボランティア養成に関すること

12. センター利用料

- ① センター利用料は無料
- ② 貸出しビデオカセット等の郵送返還の場合、返送料金は本人が負担

2024（令和6）年度宮崎県委託事業計画書（案）

I 聴覚障がい者等福祉推進事業

【手話通訳者等養成・指導者研修事業】

1. 手話通訳者養成講座

（1）実施会場

県内の手話通訳者派遣事業の充実につなげるために下記の7地域において実施します。

- ①高千穂地区 ②延岡地区 ③日向地区 ④西都・児湯地区
- ⑤都城地区 ⑥西諸地区 ⑦日南地区

（2）使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① 手話通訳Ⅰ
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」
- ② 手話通訳Ⅱ
「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」
- ③ 手話通訳Ⅲ
「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」
- ④ 講義編

（3）養成時間 120 時間

実技編 手話通訳Ⅰ（48 時間） 手話通訳Ⅱ（45 時間）
手話通訳Ⅲ（15 時間） 講義編 12 時間

（4）各種養成研修会

講師、統一試験受験者、手話通訳士受験者等に対し効果的な研修を行い本県手話通訳制度の充実につなげます。

【2】手話通訳者養成講師研修会

期 日 7月21日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について
対象者 通訳者養成講座の指導講師
今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【3】宮崎県ろう講師養成研修会

期 日 11月24日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 ろう講師のための全面改訂テキスト指導方法
対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師

【4】 現任手話通訳者研修会

期 日 11月10日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。

対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【5】 全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回4月7日(日)・第2回7月14日(日)・第3回9月8日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

【6】 手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月18日(土)～19日(日) 学科試験、実技試験対策

7月27日(土)～28日(日) 実技試験対策

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。

統一試験合格者であり受験を希望する者

【7】 手話通訳士及び手話通訳者全国統一試験対策学習ワークブック作成

(1) 筆記試験

- ① 過去問題の分析
- ② 過去問題のキーワード作成

(2) 実技試験

- ① 聞き取り試験
学習方法や学習教材の情報提供を行います。
- ② 読み取り試験

県内ろう者の手話を収録した教材を作成し受験予定者及び地域手話通訳者養成講座での活用も行います。

2. 手話通訳関連の試験

(1) 手話通訳者全国統一試験

期 日 12月7日(土)

会 場 県立聴覚障害者センター

(2) 第35回(令和6年度)手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)

【日程】

学科試験:令和6(2024)年7月28日(日)

実技試験:令和6(2024)年10月6日(日)

【試験地】宮城、埼玉、東京、大阪、福岡(全5会場)

3. 手話通訳者指導者養成研修

全国研修センター等で開催される「手話通訳者指導者養成研修会等」に県内の手話講師が参加し、手話通訳者養成の目的や指導法を学ぶ研修会に要する旅費等を助成します。新型コロナウイルス感染防止対策のためオンライン実施の場合は状況を見て判断します。

【要約筆記者養成・指導者研修事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得します。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数(前期・後期)

84時間以上:必修科目74時間+選択必修科目10時間以上

必修科目74時間(講義44時間+実技30時間)

選択必修科目28時間(講義10時間+実技18時間)

(3) 要約筆記者養成講座

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

日向会場(PCコース)2024(令和6)年4月~2024(令和6)年11月

宮崎会場(手書き・PCコース)2024(令和6)年9月~2025(令和7)年3月

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会(予定)

期 日 5月26日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会(予定)

期 日 8月25日(日)

10月27日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月~10月(未定)2日間 4クール

会 場 全国障害者総合福祉センター(東京:戸山サンライズ)

「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会(予定)

期 日 12月8日(日)・2025年1月19日(日)・2月8日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験

期 日 2025（令和7）年2月16日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

要約筆記講習会の出来ない地域で、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【手話通訳者等派遣事業】

(1) 目的

事業所等が主催する催事等において聴覚障がい者からの配慮を必要とする意思表示があった際に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者への合理的配慮を行い、聴覚障がい者の意思疎通支援を推進する機運を醸成します。

(2) 事業内容

事業所等が主催する催事等に配置する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

(3) 派遣期間

2024（令和6）年4月1日から2025（令和7）年3月31日まで

【手話通訳者及び要約筆記者の健康に関する相談対応事業】

1. 目的

本県の聴覚障害者の社会参加を支える手話通訳者・要約筆記者の健康と安全を確保することを目的に、手話通訳者・要約筆記者の実態把握とその実態把握にもとづいた頸肩腕障害に関する特殊検診を実施します。

2. 事業内容

(1) 手話通訳者・要約筆記者健康調査の実施

令和5年度手話通訳及び要約筆記派遣実績の多い登録者に対し「手話通訳者・要約筆記者健康調査」を実施します。

(2) 頸肩腕障害に関する特殊検診実施

- ① 手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとに未受診の手話通訳者、要約筆記者の特殊検診を実施します。
- ② 特殊検診実施の経過、結果を本県の手話通訳者・状態に不安が見受けられる登録者に対し要約筆記者の健康に対する理解促進につなげます。

(3) 手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとにした取組み

- ① 手話通訳者、要約筆記者に対する健康調査の分析を行います。
- ② 分析結果を関係機関に情報提供します。

(4) 医療機関との連携

健康調査及び特殊検診実施を通じて得られた医療機関との連携を強化します。

(5) 手話通訳者・要約筆記者の健康に関する啓発

- ① 県内の聴覚障がい者及び意思疎通支援者に対し手話通訳者・要約筆記者の健康に関する情報提供を「みやざき聴障協ニュース」「県立聴覚障害者センターだより」HPにおいて行います。
- ② 市町村に対し手話通訳者・要約筆記者の健康保持の重要性を発信します。

II 手話通訳者設置事業計画

1. 目的

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

2. 業務内容

- ① 県関係の手話通訳全般
- ② 手話奉仕員養成・派遣事業の推進と指導
- ③ 関係機関・聴覚障がい者等からの依頼に応える手話通訳
- ④ 手話関係事業の事務整理・連絡
- ⑤ 聴覚障がい者等の支援等についての相談等を関係機関に伝達するための仲介
- ⑥ 民生委員、医療機関等、日常生活における相談、支援等を行う機関からの依頼に応える手話通訳
- ⑦ 遠隔手話サービスの利用促進に向けた普及啓発

III 盲ろう者向け通訳・介助員養成・指導者研修事業

1. 目的

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムをもとに本県の盲ろう者の社会参加促進のための効果的な講座を実施します。

2. 事業内容

(1) 県内複数会場での養成講座の実施

- ① 盲ろう者は県内市町村に点在しています。その支援には多くの盲ろう者向け通訳・介助員が必要であり、県内複数会場で養成カリキュラムの必須科目を中心に盲ろう者との交流も加え実施します。
- ② 会場
 - 1) 県北：日向市
 - 2) 県南、県西：小林市

期日 複数会場の講師陣の調整を図り年度内に実施します。(各5回)

(2) 過年度修了者のスキルアップ研修

過年度修了者対象に盲ろう者支援の知識、技術の資質向上のための研修を行います。

期日 4月～9月の間に延岡会場および都城会場の実施日程と調整の上、過年度修了者のみならず今年度受講中の者も学べることとします。

会場 県立聴覚障害者センター

(3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講師指導者研修会への代表者派遣

全国盲ろう者協会と国立障害者リハビリテーションセンター学院がそれぞれ実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者研修会」に本県から代表者を派遣します。ただ、オンライン研修となる場合も想定されますので、主催者の全国盲ろう者協会に確認をとりながら進めます。

(4) 盲ろう者の「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」への参加

- ① 講座カリキュラムに盲ろう者と直接コミュニケーションできる内容を設けます。
- ② 盲ろう者の参加を通じて具体的な支援のあり方を学びます。

(5) 盲ろう者支援に関わる関係者会議の開催

県協会、友の会、宮崎県、宮崎市が一堂に会し盲ろう者支援のあり方について協議します。

IV 県立高等学校生活支援員配置事業

(1) 目的

県立高等学校に在籍する聴覚に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように必要に応じて支援を行う生活支援員を配置し、教育の機会均等を保障します。

(2) 業務委託契約先並びに対象者（聴覚に障がいのある生徒）

宮崎県立妻高等学校 1名（3年生）

宮崎県立都城西高等学校 1名（2年生）

(3) 派遣時間

生徒一人当たり、年間900時間以内

(4) 対応方法

- ・授業などに生活支援員（要約筆記者）を配置します。
- ・高校所在地を中心とした登録要約筆記者を派遣します。

(5) 関係機関との連携

県、学校、校外特別支援コーディネーターと連携して、対象者が要約筆記者を活用した学校生活を送れるようにします。また、対象者や保護者をはじめ、関係者の意見を聞きながら、必要に応じて改善策の協議や共通理解を図ります。

2024（令和6）年度 宮崎市委託事業計画書（案）

情報保障・コミュニケーション支援事業

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

1) 目標

聴覚障がい者等が日常生活及び社会生活において手話通訳及び要約筆記者を必要とする際に、意思疎通支援者を派遣しコミュニケーションの仲介を行うことにより、聴覚障がい者等の社会参加促進及び福祉の向上を目指す。

2) 派遣内容

次のいずれかに該当するものに、意思疎通支援者を派遣し手話通訳又は要約筆記を行う。

- (1) 病院への通院、公的機関の利用など社会生活上必要不可欠な用件を目的とするもの。
- (2) スポーツ・レクリエーション及び文化活動を目的とするもの。
- (3) 一般的な大会・研修会など社会参加を目的とするもの。
- (4) 市民の生命又は身体に支障が生ずるおそれがあり、かつ、急を要する場合で消防、警察、病院等から市に意思疎通支援者派遣の要請があったもの。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたもの。

3) 登録手話通訳者研修会

期 日 2024（令和6）年8月18日（日）10：00～15：00
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「手話通訳のあり方を考えよう」

4) 登録要約筆記者研修会

期 日 2024（令和6）年10月6日（日）10：00～15：00
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「要約筆記のあり方を考えよう」

5) 登録手話通訳者・要約筆記者学習会

期 日 2025（令和7）年2月2日（日）10：00～12：30
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「手話通訳者、要約筆記者の現場から今後の人材養成につなげるための対策」

6) 運営委員会

期 日 2024（令和6）年6月28日（金）18：30～
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 2023（令和5）年度活動報告・収支決算について
2024（令和6）年度活動計画・収支予算について

【手話奉仕員等養成事業】

1) 目的

宮崎市意思疎通支援事業実施要綱に基づき下記の内容で手話奉仕員及び手話通訳者、手話通訳士の養成講座を実施し、聴覚障がい者等の福祉の増進に資することを目的とします。

2) 運営委員会設置

「宮崎市意思疎通支援事業に関する運営委員会」を設置し、宮崎市における意思疎通支援事業の効果的な運営を図ります。

3) 手話奉仕員養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・宮崎市清武総合福祉センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

『新手話教室入門』と『手話教室基礎』の内容が1冊に盛り込まれた厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の「手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう」をテキストとして使用し実施します。

(3) 養成時間 70時間

実技編 入門課程（27時間）基礎課程（33時間）

講義編 10時間

4) 手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

① 手話通訳Ⅰ

「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」

② 手話通訳Ⅱ

「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」

③ 手話通訳Ⅲ

「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」

④ 講義編

- (3) 養成時間 120 時間
実技編 手話通訳Ⅰ (48 時間)
手話通訳Ⅱ (45 時間)
手話通訳Ⅲ (15 時間)
講義編 12 時間

5) 各種養成研修会

講師、統一試験受験者、手話通訳士受験者等に対し効果的な研修を行い本県手話通訳制度の充実につなげます。

■ 実施方法

基本的には集合型としますが、新型コロナウイルス感染防止対策によりオンラインにより実施することがあります。

【1】手話奉仕員養成講師研修会

① 全面改訂テキスト学習会

期 日 6月29日(土)～30(日)
会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)
内 容 全面改訂手話奉仕員養成テキストの指導方法
対象者 奉仕員養成講座の指導講師
今後奉仕員養成講師指導を希望する者

② 地域講師学習会

期日 4月～5月
会場 県北・県央・県南地区で開催
内容 全面改訂テキスト内容及び指導法の学習
対象者 奉仕員養成講座の指導講師
今後奉仕員養成講師指導を希望する者

【2】手話通訳者養成講師研修会

期 日 7月21日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)
内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について
対象者 通訳者養成講座の指導講師
今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【3】宮崎県ろう講師養成研修会

期 日 11月24日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 ろう講師のための全面改訂テキスト指導方法
対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師

【4】現任手話通訳者研修会

期 日 11月10日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)
内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。
対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【5】全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回4月7日(日)・第2回7月14日(日)・第3回9月8日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

【6】手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月18日(土)～19日(日) 学科試験、実技試験対策
7月27日(土)～28日(日) 実技試験対策

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。
統一試験合格者であり受験を希望する者

【7】手話通訳士及び手話通訳者全国統一試験対策学習ワークブック作成

(1) 筆記試験

- ① 過去問題の分析
- ② 過去問題のキーワード作成

(2) 実技試験

- ① 聞き取り試験
学習方法や学習教材の情報提供を行います。

- ② 読み取り試験

県内ろう者の手話を収録した教材を作成し受験予定者及び地域手話通訳者養成講座での活用も行います。

【要約筆記者養成・指導者研修事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得します。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数（前期・後期）

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上
必修科目74時間（講義44時間＋実技30時間）
選択必修科目28時間（講義10時間＋実技18時間）

(3) 要約筆記者養成講座

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

宮崎会場（手書き・PCコース）2024（令和6）年9月～2025（令和7）年3月

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会（予定）

期 日 5月26日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会（予定）

期 日 8月25日（日）

10月27日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月（未定）2日間 4クール

会 場 全国障害者総合福祉センター（東京：戸山サンライズ）

「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会（予定）

期 日 12月8日（日）・2025年1月19日（日）・2月9日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験

期 日 2025（令和7）年2月16日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

要約筆記講習会の出来ない地域で、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【手話ビデオ等作製事業】

1) 目的

宮崎市が毎月発行している「市広報みやざき」の内容を、市内に居住する聴覚障がい者により理解していただくために、手話や字幕・映像等で構成された手話ビデオ・DVDを作製して情報提供を行う。

2) 作製ビデオ等のタイトル

〔市広報「みやざき」手話ビデオ版〕 No.332～343（市広報紙No.965～976）

3) 作製ビデオ等の取り扱いについて

(1) 個人用（26世帯）

- ・市内在住の聴覚障がい者に発送／毎月

(2) 貸出し用（8本）／毎月

- ・宮崎市障がい福祉課（1本）
- ・市聴覚障害者協会（4本）
- ・県立聴覚障害者センター（2本）
- ・宮崎市立図書館（1本）

4) ビデオ内容改善のための対策等について

原稿内容に合わせた手話表現の工夫及びチェック（毎月1回）

5) 課題と目標

- ・新しい手話を使用すると分かりづらいとの意見が出ているので、昔ながらの手話も使用しながら、理解しやすく作製する。
- ・各月の完成時期が当月下旬にまで及んでいるので中旬になるように取り組む。

【手話通訳者設置事業】

【目的】

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

【業務内容】

- ① 手話通訳士又はそれに準ずる者1名を、専任者（常勤）として設置する。
- ② 聴覚障がい者等の依頼に応じて、庁内用務に係る手話通訳業務を行う。
- ③ 聴覚障がい者等の依頼に応じて、庁内用務に係る遠隔による手話通訳業務を行う。
- ④ 聴覚障がい者等の援護に関する相談、指導に対し、聴覚障がい者等と援護機関又は宮崎市基幹相談支援センター及び宮崎市社会福祉協議会等関係機関との間で、要件の主旨や説明内容等を伝達するための手話通訳業務を行う（遠隔によるもの含む）。
- ⑤ その他市民へ向けた情報発信に係る庁内における手話通訳業務を行う（遠隔によるもの含む）。

【設置場所】

宮崎市障がい福祉課

2024（令和6）年度 各市町村手話奉仕員養成事業計画（案）

■ 市町村委託契約

全 26 市町村のうち 17 市町村（3 市 11 町 3 村）と委託契約の予定。

	市 町 村		実施方法	
			継続講座実施	体験講座
1	日 南 市		○	
2	串 間 市			○
3	えびの 市		○	
4	東諸県郡	国 富 町		○
5		綾 町		○
6	児湯郡	高 鍋 町	○	
7		新 富 町	○	
8		西米良村		○
9		木 城 町	○	
10		川 南 町	○	
11		都 農 町		○
12	東臼杵郡	諸 塚 村		○
13		椎 葉 村		○
14		美 郷 町		○
15	西臼杵郡	高千穂町	○	
16		日之影町		○
17		五ヶ瀬町		○

■ 実施方法

（1）継続講座実施市町村

手話奉仕員養成講座カリキュラムに沿って実施します。

【1】手話奉仕員養成講師研修会

① 全面改訂テキスト学習会

期 日 6月29日（土）～30（日）

会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）

内 容 全面改訂手話奉仕員養成テキストの指導方法

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講師指導を希望する者

② 地域講師学習会

期日 4月～5月

会場 県北・県央・県南地区で開催

内容 全面改訂テキスト内容及び指導法の学習

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講師指導を希望する者

(2) 体験講座市町村

各市町村と連携調整を図り実施します。

■ 実施方法

市町村と協議の上実施します。

- ① 現地集合型
- ② オンライン

■ 実施内容

2027年本県開催の国スポ、障スポの手話及び要約ボランティア養成に対する関心度向上につながるよう市町村との協議を行います。

2024（令和6）年度 通訳者等派遣事業計画（案）

1. 目的
手話等の普及及び利用促進に関する条例の目的に沿い県民に対する手話言語に対する理解と利用の促進のために手話講座実施のための講師を派遣します。
2. 学習機会の情報提供
県内各種機関、企業等に対し手話言語の学習の機会を提供するために新聞、テレビ、SNS を活用し広報活動を行います。
3. 派遣の方法
障害者支援法に該当しない「制度外」の手話通訳者、要約筆記者、手話関係等の講師派遣に対し、企業、団体、教育関係等からの申込みに対し、宮崎県聴覚障害者協会と契約を締結した手話通訳者及び要約筆記者、手話関係等講師を派遣します。
派遣の申し込みは、派遣日の10日前までに申し込むものとする。
4. 派遣料等
派遣に係る料金は、協会が定めた派遣料を支払うものとする。派遣料は、派遣依頼者に請求書を発行し、翌月末までに口座振り込みにより納金するものとする。
5. 派遣先
 - ① 手話講師専門学校等（一覧表参照）
 - ② 企業・団体からの講演会、研修会等

	機関名	学科	使用教材
1	宮崎ブライダル&医療スポーツ専門学校	1年生：毎週木曜	手話奉仕員テキスト
		2年生：毎週金曜	
2	宮崎県警察学校	長期・短期合同	聴さんと学ぼう
3	宮崎医療管理専門学校	介護福祉科1年	おぼえようみんなの手話
		医療情報管理科	
4	阿波岐原通所センター	第2・4火曜日	
5	宮崎情報ビジネス医療専門学校	1年生通年	おぼえようみんなの手話
		2年生前期	医療の手話①
6	宮崎学園短期大学 専攻科 福祉専攻	後期より	
7	宮崎歯科技術専門学校	金曜日	おぼえようみんなの手話
8	鵬翔高校看護科	1年、2年、3年、専攻科	

2024（令和6）年度 手話・要約筆記ボランティア養成事業計画

2027年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、手話通訳・要約筆記ボランティアの養成を行います。

【事務局職員の配置】

手話通訳・要約筆記ボランティアの養成に対する熱意と知識を持つ職員を配置し事業の所期の目的達成につなげます。

【実施内容】

- (1) 手話・要約筆記ボランティア養成連絡会議の開催・運営（年3回）
 - (2) 手話・要約筆記ボランティア養成カリキュラム・テキスト検討部会（各年3回）
 - (3) 県内実態調査を基にした交流企画
2023年度実施し地域協会、手話サークル、大学等に対して行った実態調査を基に今後のボランティア養成につなげるための出前講座を実施します。
 - (4) 先催県視察
佐賀県で開催される全国障害者スポーツ大会の手話・要約筆記ボランティア養成状況等の視察調査を行います。
 - (5) 手話・要約筆記ボランティア指導者・リーダー養成研修（年3回）
 - (6) 出前講座
ボランティア候補者の拡大を目指し、県内手話・要約筆記サークル等に対して普及啓発、大会協力等のための出前講座を実施（6回程度）
- ① 計画的
県内関係機関との連絡調整を図り全県的に実施します。
 - ② 地域的
日南地区のリーダー人材確保対策のために地域関係団体と協議の上実施します。

【予算（予定）】

769万1千円、うち人件費等298万2千円

- 佐賀大会リーダー視察のため昨年より約200万円増額
- 2025（令和7）年度より人件費が2名分になる予定

2024（令和6）年度 宮崎県聴覚障がい者生活サポート事業計画（案）

I 事業実施目的

県協会にいただいた寄付を基に創立から70年以上の実績を礎に県内聴覚障がい者が手話言語により安心して暮らせる社会づくり実現のための先駆的、効果的な事業を実施します。

II 実施事業

1. 地域聴覚障がい者団体サポート事業

地域聴覚障害者協会活動は歴史的に当協会の基本をなしており、その充実は地域の聴覚障害者にとって重要な役割を果たしてきました。地域協会の活性化を図るための企画を実施します。

- (1) 地域協会において季節に応じた交流企画
- (2) 地域聴覚障がい者の生活ニーズを語り合う意見交換の場

2. 聴覚障がい者地域生活サポート事業

市町村と連携し地域に暮らす聴覚障がい者の様々な生活課題解決を支援するとともに、県協会に対する関心向上を図ります。

- (1) 市町村手話体験会実施の際に地元の聴覚障がい者の参加を役所と連携して行います。
- (2) 市町村手話体験会を通じて訪問相談事業と連携して実施
- (3) 県内中途失聴者、難聴者の手話習得等を通じて生活場面の支援を行います。

3. 聴覚障がい者訪問相談事業

高齢ろう者、生活課題を抱えたろう者を訪問し生活上の課題解決を支援します。

- (1) 対象者
 - ① 県内高齢ろう者
 - ② 生活課題を抱えたろう者
- (2) 訪問時期
地域協会、市町村、関係機関と調整の上実施します。
- (3) ケース会議実施
訪問相談の事案について定期的に関係者によるケース会議を実施し、支援に生かします。

4. 手話言語普及事業

- (1) 県民手話サロン
県内各地域で聴覚障がい者と県民が触れ合う場を設けます。
- (2) まちなか手話サロン
まちなかで聴覚障がい者と手話に関心を持つ者との交流の機会を設けます。

7. 手話サマーフェスティバル（夏まつり）

- (1) 目的
本県聴覚障がい者が手話言語により安心して暮らせる社会づくり実現をめざし聞こえない人と聞こえる人との交流の場を設けるために手話夏まつりを開催します。

そして、手話等の普及及び利用促進に関する条例の目的に沿い、宮崎県版の「手話パフォーマンス甲子園」を実施し本県における手話言語に対する理解と利用促進につなげます。

- (2) 主催
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会・県立聴覚障害者センター
- (3) 期日 令和6年8月4日

(4) 実施内容

- ① 宮崎県ひなたの手話発表会
- ② 聴覚障がい児交流
- ③ 盲ろう者通訳、介助員体験コーナー
- ④ はじめての手話教室
- ⑤ 要約筆記体験コーナー
- ⑥ 障がい者施設販売、展示コーナー
- ⑦ フードバンク紹介コーナー
- ⑧ 气象台紹介コーナー（気象、起震車等）

(5) 会場

宮崎公立大学（講堂・講義棟）

(6) 参加対象者

県内聴覚障がい者、聴覚支援学校、手話及び要約筆記関係団体、手話に関心を持つ市町村住民、大学生、専門学校、高校生

8. 協会活動充実発展につなげる取り組み

本県聴覚障がい者が映像文化に触れる機会を設けるとともに県協会の活動力向上を図ります。

(1) 映画「おわりなき聲（こえ）」上映会実施

県協会が公益財団法人宮崎県芸術文化協会の補助を受け制作した映画「おわりなき聲」を広く県民が鑑賞できるための上映会を計画します。

(2) 上映会に付随して手話体験会の実施

2024（令和6）年度 図書販売等事業計画（案）

1) 目的

県民等に広く聴覚障害や手話言語の理解普及及び様々な意思疎通手段の利用促進を図るために、全日本ろうあ連盟、全国手話研修センター発行書籍及び自主制作ビデオ等の販売促進を行う。またその収益を当協会が聴覚障害福祉に関連する様々な事業を活発に行っていくための財源とすることを目的とする。

2) 県協会図書等販売事業・収益増に向けた取り組み

(1) 書籍等の販売促進に向けた取り組みを行う

書籍販売の中核となる手話奉仕員養成テキストの全面改訂が行われた影響で例年以上の収益増が見込まれるが、さらに様々な機会で各種書籍等の啓発案内、販売を行う。

- ・各市町村手話講習会、体験講座
- ・手話講習会講師研修会
- ・「国スポ障スポ」ボランティア養成事業
- ・手話サマーフェスティバル（夏まつり）
- ・全国手話検定試験（学習教材の販売）

(2) 映画上映会を行政、学校等に積極的に働きかける

以前、全日本ろうあ連盟と協働して、県内各地で映画「咲む」上映会を実施した。

今後、行政、学校等に案内文を送付し、人権講座等での活用を働きかける。

（上映実施主体は行政、学校等、視聴は一般県民を対象としたもの）

映画「みんなのデフリンピック」、映画「おわりなき聲」についても同様に働きかける。

この映画上映会等の取り組みを通して手話等に対する関心が高まれば、手話講習会、体験会の申し込み増にもつながることが期待される。

① 映画「咲む」上映会

行政、学校等を主体とした上映会の案内・働きかけ
（特別支援学校は上映会無料）

② 映画「おわりなき聲」上映会（問い合わせのあった団体）

京都市聴覚障害者協会・泉州三団体

③ 映画「みんなのデフリンピック」上映会

県内各地区で、様々な機会での上映を働きかける

- ・同時にデフスポーツ・サポーターの入会案内

(3) 書籍等の利用について行政、学校等に PR 活動を行う

- ・「新たっちゃんと学ぼう」等の子ども向け書籍の案内
- ・「国スポ障スポ」ボランティア養成事業での活用
→標準手話ハンドブックシリーズ「スポーツ」(作成中)等

(4) みやざき聴障協ニュース・総集編の作成

先人の方々の皆さんの活動の積み重ねで 500 号を達成した。

創刊からの歴史を記録として残すと同時に、関係者のみならず一般県民に対して、聴覚障害等に関する理解啓発の一つとして総集編を作成する。

- ・印刷会社に見積もりを依頼
→創刊号～パソコンデータまでの原稿スキャン、冊子作成にかかる費用